

○下妻市外部公益通報に関する要綱

令和8年3月13日

告示第40号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、外部の労働者等からの公益通報の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 労働者等 法第2条第1項各号に掲げる者（下妻市職員等の内部公益通報に関する要綱（令和8年下妻市告示第39号）第2条第1号に規定する職員等を除く。）をいう。
- (2) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する事実をいう。
- (3) 外部公益通報 労働者等が通報対象事実に関する処分、勧告等の権限を有する市の機関に対して通報することをいう。
- (4) 所管課 通報対象事実に関する処分、勧告等の事務を所掌する課等をいう。
- (5) 通報者 外部公益通報を行う労働者等をいう。

(外部公益通報対応責任者)

第3条 外部公益通報への対応に関する事務を総括するため、外部公益通報対応責任者を置く。

- 2 外部公益通報対応責任者は、総務部長をもって充てる。

(通報窓口等)

第4条 通報対象事実に係る通報を受け付け、及びこれに関連する相談に応じる窓口（以下「通報窓口」という。）を総務課に置く。

- 2 通報窓口は、通報対象事実に係る通報及びこれに関連する相談（以下「通報等」という。）を受けたときは、速やかに所管課にこれを引き継ぐものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、通報等が通報窓口以外の所管課になされたときは、当該所管課がこれを受けることができる。

(通報の方法等)

第5条 通報対象事実に係る通報は、法第3条第2号イからニまでに掲げる事項を記載した文書、電子メール若しくはファクシミリ又は面談によるものとする。この場合におい

て、次に掲げる通報は受け付けないものとする。

- (1) 不正の目的でなされたことが明らかである通報
- (2) 外部公益通報に該当しないことが明らかである通報
- (3) 匿名による通報

2 通報窓口の長は、前条第2項の規定により通報対象事実に係る通報を受けたときは、外部公益通報受付書（様式第1号）に所定の事項を記載し、その原本を所管課の長に送付するものとする。

3 所管課の長は、前条第3項の規定により通報対象事実に係る通報を受けたときは、外部公益通報受付書に所定の事項を記載し、その写しを通報窓口の長に送付するものとする。

（通報の受理等）

第6条 市長は、通報対象事実に係る通報を受けたときは、遅滞なく、その内容を審査して、外部公益通報として受理するかどうかを決定し、外部公益通報受理不受理決定通知書（様式第2号）により通報者に通知するものとする。

2 市長は、通報者が通報した通報対象事実に関し、市が処分、勧告等を行う権限を有しないことが明らかになったときは、通報者に対し、当該通報に係る通報対象事実に関する処分、勧告等を行う権限を有する行政機関を教示しなければならない。

（調査の実施）

第7条 所管課の長は、前条第1項の規定により外部公益通報を受理したときは、遅滞なく、当該通報に係る通報対象事実に関し、必要かつ相当と認める方法により調査を開始するものとする。

2 所管課の長は、前項の調査が終了したときは、外部公益通報調査結果報告書（様式第3号）により外部公益通報対応責任者に報告するものとする。

（措置の実施）

第8条 所管課の長は、前条の規定による調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく処分その他適当な措置をとらなければならない。

2 所管課の長は、前項の規定による措置の内容及び当該措置に基づく是正の結果を、外部公益通報措置結果報告書（様式第4号）により外部公益通報対応責任者に報告するものとする。

（結果等の通知）

第9条 市長は、第7条の規定による調査の結果並びに前条の規定による措置の内容及び是正の結果について、外部公益通報結果通知書（様式第5号）により、遅滞なく通報者に通知しなければならない。ただし、通報者への通知が困難な場合又は通報者が当該通知を希望しない場合は、この限りでない。

（事務の協力）

第10条 市長は、外部公益通報について他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

（秘密の保持等）

第11条 通報等に係る事務に従事する職員は、通報者を特定させる事項を必要最小限度の範囲を超えて共有してはならない。

2 通報等に係る事務に従事する職員は、当該通報に関係する者の秘密、信用、名誉、プライバシーその他の権利の保護に十分配慮しなければならない。

3 通報等に係る事務に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

4 通報等に係る事務に従事する職員は、自らが関係する事案の処理又は相談に関与してはならない。

（運用状況の公表）

第12条 市長は、毎年度、外部公益通報に関する秘密保持等に支障が生じない範囲において、外部公益通報の件数及びその概要について公表するものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

下妻市長



外部公益通報受理不受理決定通知書

年 月 日付けで受け付けた通報については、下記のとおり決定したので、
下妻市外部公益通報に関する要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

- 1 外部公益通報として受理しました。
- 2 次の理由により、外部公益通報として受理しませんでした。
(理由)

年 月 日

外部公益通報対応責任者 様

所管課長

外部公益通報調査結果報告書

年 月 日付けで受理した外部公益通報に係る通報対象事実について調査が終了したので、下妻市外部公益通報に関する要綱第7条第2項の規定により報告します。

通報者の住所 及び氏名	住 所 氏 名	
通報の対象となる 事業者の所在地等	所 在 地 名 称 電話番号	
通 報 の 内 容		
調 査 に 関 する 事 項	調査期間	
	調査方法	
	調査結果	通報対象事実の有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

年 月 日

外部公益通報対応責任者 様

所管課長

外部公益通報措置結果報告書

年 月 日付で受理した外部公益通報に係る措置の内容及び当該措置に基づく是正の結果について、下妻市外部公益通報に関する要綱第8条第2項の規定により報告します。

通報者の住所 及び氏名	住 所 氏 名
通報の対象となる 事業者の所在地等	所 在 地 名 称 電話番号
通 報 の 内 容	
法令に基づく処分 その他適当な措置 の 内 容	
是 正 の 結 果	
備 考	

年 月 日

様

下妻市長



外部公益通報結果通知書

年 月 日付で受理した外部公益通報に係る調査の結果並びに措置の内容及び是正の結果について、下妻市外部公益通報に関する要綱第9条の規定により通知します。

調査の結果	通報対象事実 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (特記事項)
法令に基づく処分 その他適切な措置 の内容	
是正の結果	
備考	
担当課	部 課 電話番号 (内線)